

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 7 日

金 曜 日

第5346号

目 次

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可 1

教育委員会公告

○教育職員免許状の取上げ処分 3

告 示

富山県告示第78号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・271号 不二越町秋吉線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成14年 3 月20日から令和12年 3 月31日まで

富山県告示第79号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・6・242号 大正町池田町線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成18年 2 月15日から令和12年 3 月31日まで

富山県告示第80号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

砺波市

2 都市計画事業の種類及び名称

砺波都市計画公園事業

5・4・1号 砺波チューリップ公園

3 事業地

収用の部分 富山県砺波市 となみ町

使用の部分 なし

4 事業施行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

教育職員免許状の取上げ処分

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第11条第3項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行ったので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月7日

富山県教育委員会

1 取上げ処分を行った免許状

氏 名	小林 憲司	
本 籍 地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
小学校教諭 1 級普通免許状		奈良県
養護学校教諭 2 級普通免許状		奈良県
養護学校教諭 1 種免許状		石川県

2 取上げの事由

教育職員免許法第11条第3項（同法施行規則第74条の2第8号ホ）に該当したため

3 取上げ年月日

令和7年2月15日